# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した精神障害者保健福祉手帳(以下「福祉手帳」という。)の障害等級変更申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。) が請求人に対し平成28年4月15日付けで行った福祉手帳の障 害等級変更申請に対する不承認決定処分(以下「本件処分」という。) について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、請求人の精神障害の状態は障害等級2級又は1級に相当するものであるとして、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものである。

等級変更の通知を受け取ったが、ここ数年来、体調、精神状態共に変化しておらず、日によっては、以前より悪化していると思われる日もあるのに、なぜ等級が変更になったのか納得がいかないので、ここに審査請求をしたいと思う。今回提出した診断書は、担当主治医が代わったばかりで病状についてのコミュニケーションが足りない可能性もあると思われる。現在の病状についてもう少し検討を

お願いしたい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用し、棄却すべきである。

# 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成28年8月15日	諮 問
平成28年9月14日	審議(第1回第4部会)
平成28年9月29日	行政不服審査法74条に基づく調査
平成28年10月21日	審議(第2回第4部会)
平成28年11月29日	審議(第3回第4部会)
平成28年12月20日	審議(第4回第4部会)

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

# 1 法令等の定め

(1) 法 4 5 条 2 項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨定めている。これを受けて、法施行令 6 条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙 2 のとおり規定する。

また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態が重要な判断資料となることから、「精神

疾患(機能障害)の状態」(以下「機能障害」という。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」という。)の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」という。)。そして、処分庁が判断するに際しては、医師を中心とした審査部会を設置し、精神保健指定医4名による判定を踏まえてなされている。

(2) さらに、法45条1項によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており(法施行規則23条1号)、障害等級変更の申請の場合も同様とされていることから(法施行規則29条)、本件においても、上記((1))の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものである。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不 当な点がなければ、本件処分に取消理由があるとすることはでき ない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不 当な点がないかどうか、以下、検討する。
  - (1) 機能障害について

本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード(F32)」(別紙1・1)は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び留意事項(以下「判定基準等」という。)によれば、「気分(感情)障害」に該当する。

そして、「気分(感情)障害」における障害等級については、

判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙(1・3)のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄(別紙1・4)では、「抑うつ状態(憂うつ気分)」及び「不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)」に該当するとされている。そして、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄(別紙1・5)には、「抑うつ気分がつづく」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、抑うつ状態に相当する持続する気分の障害は認められるものの、意欲・行動及び思考の障害についての記述は認められず、また、具体的な生活への影響についての記述も乏しいことからすれば、社会生活を送るに当たり一定程度の制限を受けるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほどそれらの症状が著しいまでとは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によると、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

### (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、

「日常生活能力の程度」欄(別紙1・6・(3))は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と判定されており、この記載からすると、留意事項3・(6)の表により、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級2級相当であると判断される。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄(別紙1・6・(2))では、8項目のうち、「援助があればできる」が5項目、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が3項目と判定されている。

また、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄(別紙1・ 7)には、「抑うつ感が強く外出など社会生活や日常生活が困難 である。」との記載がある。

以上のことから、請求人は、障害福祉等サービスを受けることなく、単身での在宅生活を維持し、外来の通院を継続していることが認められ、これらを総合すると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級のおおむね3級程度と判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令6条3項の表(別紙2)に照らし、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3(1) 請求人は、上記(第3)のとおり、等級が変更になったことに納得がいかないと主張する。

しかし、本件処分は、請求人の障害の程度が既に交付されている本件手帳の障害等級と同等と認められるため、障害等級を変更する必要はないとしてなされたものであって、請求人の不服は、処分庁が請求人に対して平成28年2月5日付けで発行した法に基づく福祉手帳の更新決定のうち、障害等級を3級と認定した部分に対する不服に過ぎないから、本件処分の取消理由とすることはできないものである。

(2) 請求人は、上記(第3)のとおり、現在の病状についてもう 少し検討してほしいと主張する。

しかし、前述(1・(2))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であることは、上記(2・(3))記載のとおりであるから、請求人の主張には、理由がないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 (略)

別紙2(略)